

令和6年度

県立学校等若年教員研修会 1年目

第1日

【4月19日（金）】



<https://forms.office.com/r/eefaCcu14d>

「研修のまとめ」回答

提出締切4月23日（火）12:00

福岡県教育センター

福岡県教育センターホームページ

<http://www.educ.pref.fukuoka.jp>

令和6年度県立学校等若年教員研修会 1年目日程								
(別表)		9:40(受付は9:00～9:30)				16:00	備考	
第1日	4月19日(金)	開会行事 全体会(10:00～10:45) 《講話》 「新任教師に期待する」 県教育センター 部長	全体会(11:05～12:00) 《説明・講話》 「若年教員研修の概要・意義」 県教育センター 指導主事	全体会(13:00～14:20) 《講話》 「教職員の倫理観 ～不祥事防止について～」 県教育庁教育総務部教職員課	教科別等研修(14:40～16:00) 《講話・演習・協議等》 県教育庁教育振興部高校教育課 県体育研究所、県教育センター 指導主事	諸連絡		
第2日	5月17日(金)	事業センター紹介 全体会(9:50～10:20) 《講話》 「授業技術の基礎・基本」 県教育センター指導主事	部会別(10:30～11:00) 《講話・演習・協議》 「学習指導案の作成」 県教育センター指導主事	教科別等研修(11:20～12:40) 《講話・演習・協議等》 県教育庁教育振興部高校教育課 県体育研究所、県教育センター 指導主事	全体会【免】(13:40～14:00) 《演習》 「ICTを活用した授業改善」 県教育センター指導主事	全体会(14:00～16:00)【免】 《講話・演習》 「ICTを活用した授業改善」 熊本大学 特任教授 前田 康裕	諸連絡	
第3日		教科別等研修 《授業研修①》 県教育庁教育振興部高校教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、県体育研究所、県教育センター 指導主事 ※5月24日(金)～6月21日(金)の期間中の1日に、各教科別等に学校等を会場として実施				諸連絡	県立学校等(会場)	
第4日		全体会(60分) 《講話・演習》 「特別な教育的支援を要する児童生徒等の理解と指導」 県教育センター 指導主事	全体会(60分)【免】 《講話・演習》 「教員としての社会性」 キャリア・サポート・オフィス一歩 代表 財津 香壽子	部会別(60分)【免】 《講話・演習》 「キャリア教育について」 県教育センター 指導主事	部会別(60分)【免】 《講話》 「学級・ホームルーム経営の基本」 県教育センター 指導主事		オンデマンド視聴	
オンデマンド視聴期間：6月26日(水)～7月12日(金) ※詳細は別途通知する。								
第5日	9月6日(金)	教科別等研修(9:40～12:10) 《講話・演習・協議等》 県教育庁教育振興部高校教育課、県体育研究所、 県教育センター 指導主事 ※保健体育は県立スポーツ科学情報センターで実施		教科別等研修(13:10～16:00) 《講話・演習・協議等》 県教育庁教育振興部高校教育課、県体育研究所、 県教育センター 指導主事 ※保健体育は県立スポーツ科学情報センターで実施		諸連絡		
第6日	9月20日(金)	全体会(9:40～11:10) 《講話・演習》 「教職員のメンタルヘルス」 ※県教育庁教育総務部教職員課が依頼	全体会(11:30～12:30) 《講話》 「人権教育を推進するに当たっての基本的な考え方」 県教育センター 指導主事	全体会(13:30～16:00)【免】 《実践発表》 「よりよい学級・ホームルーム経営のために」 県立学校 教諭 他		諸連絡		
第7日		全体会(40分) 《講話・演習》 「情報活用能力の育成について」 県教育センター 指導主事	部会別(60分) 《講話》 「道徳教育の在り方」 県教育庁教育振興部高校教育課、 特別支援教育課 指導主事	全体会(50分) 《講話・演習》 「保護者等対応について」 県教育庁教育振興部高校教育課 指導主事	全体会(90分)【免】 《講話・演習》 「安全管理と学校事故の対応」 県教育庁教育振興部高校教育課 指導主事		オンデマンド視聴	
オンデマンド視聴期間：10月2日(水)～10月18日(金) ※詳細は別途通知する。								
第8日	11月15日(金)	全体会 《授業研修②》 県教育センター 指導主事				諸連絡		
第9日	11月22日(金)	全体会(9:40～10:40) 《講話・協議》 「いじめ・不登校に対する指導」 県教育庁教育振興部高校教育課 指導主事	教科別等研修(11:00～12:00) 《講話・演習・協議等》 県教育庁教育振興部高校教育課、 県体育研究所、県教育センター 指導主事	教科別等研修(13:00～16:00) 《講話・演習・協議等》 県教育庁教育振興部高校教育課、 県体育研究所、県教育センター 指導主事		諸連絡		
第10日	12月13日(金)	全体会(9:40～11:40) 《講話》 「教育相談の理論と方法」 福岡教育大学 名誉教授 小泉 令三	全体会(12:40～14:40) 《協議》 「教師として求められる資質・能力」 県教育センター 指導主事		全体会(15:00～16:00) 《講話》 「学校教育に求められること」 県教育センター 主任指導主事 (総括)	閉会行事	諸連絡	

【免】：部分免除対象

<講話>

「新任教師に期待する」

県教育センター教育指導部教科教育班主任指導主事（総括） 深堀 政一

○ はじめに

1 教職員の役割

質問 1

質問 2

質問 3

2 授業

3 これからの教育

(1) 個別最適な学び

(2) 協働的な学び

(3) 探究的な学び

4 自己研鑽

○ おわりに

「若年教員研修の概要・意義」

県教育センター教育指導部教科教育班 指導主事 加藤 薫

○ はじめに

1 若年教員研修について

(1) ねらい

(2) 内容と日程

(3) 受講上の留意点

2 課題の提出や連絡

(1) 課題の提出

(2) 欠席等の連絡

3 若年教員研修を有意義なものにするために

<講義>

「教職員の倫理観～不祥事防止について～」

教育庁教育総務部教職員課 参事補佐 松本 邦明

○ はじめに

1 公務員の服務規律について

2 教職員の倫理観について

3 不祥事の防止について

○ おわりに

<講義・演習・協議等>

「教科別等研修」(中・高等学校)

教育庁教育振興部高校教育課 指導主事

福岡県体育研究所 指導主事

県教育センター 指導主事

○ 教科別等研修のねらい

<講義・演習・協議等>

「教科別等研修」(特別支援学校)

県教育センター教育指導部特別支援教育班 指導主事

○ 教科別等研修のねらい

○ 特別支援教育の動向

市町村(学校組合)立学校及び県立学校教員育成指標(改訂版)		
ステージ 職 キーワード 資質・能力	基礎・向上	
	教諭	
	基礎・基本	
	若年教員として、教育に関する基礎的・基本的な資質・能力を形成する。	
教職としての素養	教育公務員に求められる基礎的な能力(法令遵守)	教育、学校及び教職の意義や社会的役割・サービスに係る理解を深め、法令を遵守し、責任をもって自らの職責を果たすことができる。
	教育公務員に求められる基礎的な能力(事務処理)	学級事務の正確・丁寧な処理ができる。
	教育公務員の使命と責任(使命感と熱意)	教育公務員としての自覚をもち、組織の一員として円滑なコミュニケーションを取りながら行動し、良好な人間関係を構築できる。
	学校組織の理解と参画	学校の教育目標・重点目標、学級経営及び教科経営の方針を理解し、実践できる。
	自己啓発・人材育成	自己の役割を自覚し、教育活動に関わるとともに、研修等を通して教育に関する基礎・基本を身に付けるために学び続けることができる。
	保護者・地域との連携・協働	保護者や地域と積極的に関わり、連携・協働を通じて課題解決に向けて対応することができる。
	危機管理	事故や災害等に普段から備え、安全に配慮した教室環境等の整備と、危機を察知した際の迅速な対応ができる。
	自他の人権を尊重する意識・意欲・態度	人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、その内容と意義についての理解と認識を深めるとともに、人権がもつ価値や重要性を共感的に受けとめるような感性や感覚を身に付け、それに基づく教育活動を行うことができる。
学習指導	授業構想	学習指導要領の理念と内容に基づき、教科書の内容に応じた指導計画を立案できる。
	授業展開	各教科等の専門的知識と基礎的・基本的な指導技術を身に付けた授業展開ができる。
	授業評価と改善	児童生徒一人一人の学習状況を把握し、適切な指導と評価ができる。
生徒指導	児童生徒理解	学級の児童生徒を取り巻く環境や発達の状況を理解し、児童生徒一人一人と信頼関係を構築しながら支援することができる。
	指導・支援	個々の悩みや思いを共感的に受け止めるとともに、保護者や校内組織と連携して、個に応じた指導や集団指導ができる。
特別な配慮や支援を必要とする子供への対応		個別の指導計画等に基づき、児童生徒の特性や実情を踏まえた個に応じた学習上・生活上の指導及び支援ができる。
ICTや情報・教育データの利活用		ICT活用や教育データ活用に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、授業展開や校務に生かすとともに、児童生徒の情報活用能力を育成できる。

市町村(学校組合)立学校及び県立学校養護教諭育成指標(改訂版)

資質・能力	ステージ	基礎・向上
	職	養護教諭
	キーワード	基礎・基本
		若年養護教諭として、職務に関する基礎的・基本的な資質・能力を形成する。
教職としての素養	教育公務員に求められる基礎的な能力(法令遵守)	教育、学校及び教職の意義や社会的役割・服務に係る理解を深め、法令を遵守し、責任をもって自らの職責を果たすことができる。
	教育公務員に求められる基礎的な能力(事務処理)	学校事務の正確・丁寧な処理ができる。
	教育公務員の使命と責任(使命感と熱意)	教育公務員としての自覚をもち、組織の一員として円滑なコミュニケーションを取りながら行動し、良好な人間関係を構築できる。
	学校組織の理解と参画	学校の教育目標・重点目標を理解し、その具現化に向け、保健室経営計画を作成し、実践することができる。
	自己啓発・人材育成	自己の役割を自覚し、教育活動に関わるとともに、研修等を通して保健管理・保健教育に関する基礎・基本を身に付けるために学び続けることができる。
	保護者・地域との連携・協働	保護者や地域と積極的に関わり、連携・協働を通じて児童生徒の健康課題等の解決に向けて対応することができる。
	危機管理	事故や災害等に普段から備え、安全に配慮した環境等の整備と、危機を察知した際の迅速な報告・連絡・相談ができる。
	自他の人権を尊重する意識・意欲・態度	人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、その内容と意義についての理解と認識を深めるとともに、人権がもつ価値や重要性を共感的に受けとめるような感性や感覚を身に付け、それに基づく教育活動を行うことができる。
学校保健の推進	保健管理	健康観察、健康診断、救急処置及び疾病の予防・管理等を適切に実施できる。
	保健教育	保健教育における養護教諭の役割を理解するとともに、各教科等の特性を踏まえ、個に応じた指導や集団指導を実施することができる。
	健康相談・保健指導	健康相談・保健指導の基本的プロセスを理解し、児童生徒の心身の健康課題や現代的な健康課題との関連を踏まえた健康相談・保健指導及び必要な支援を実施することができる。
	保健組織活動	保健組織活動の意義を理解し、関係者等と連携して、児童生徒の健康づくりに取り組むことができる。
生徒指導	児童生徒理解指導・支援	児童生徒を取り巻く環境や発達の状況を理解し、個々の悩みや思いを共感的に受け止めながら、信頼関係を構築し、児童生徒一人一人に向き合うことができる。
特別な配慮や支援を必要とする子供への対応		個別の指導計画等に基づき、児童生徒の特性や実情を踏まえた個に応じた学習上・生活上の指導及び支援ができる。
ICTや情報・教育データの利活用		ICT活用や健康情報データの活用に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、保健管理や保健教育及び校務に生かすとともに、児童生徒の情報活用能力を育成できる。

受講会場

受付の場所は設けていません。以下の受講会場を確認し、直接各会場にお入りください。
座席表は各会場に掲示しています。

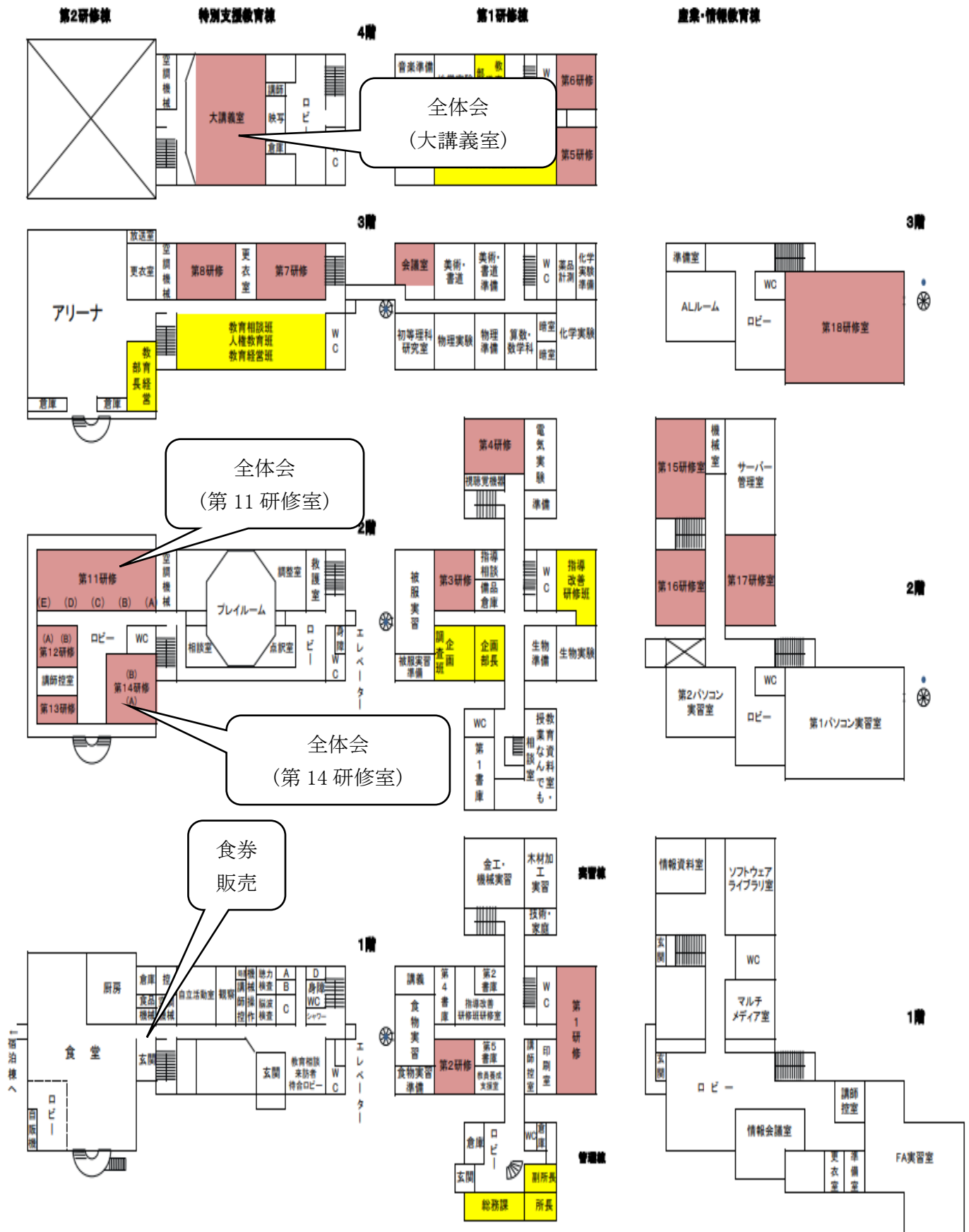
全体会

	人数	受講者 (学校番号)	会場
午前 午後	184名	1～74 特1～特21 公10	大講義室
	45名	75～94 公1～公9 中1、中等1	第11研修室

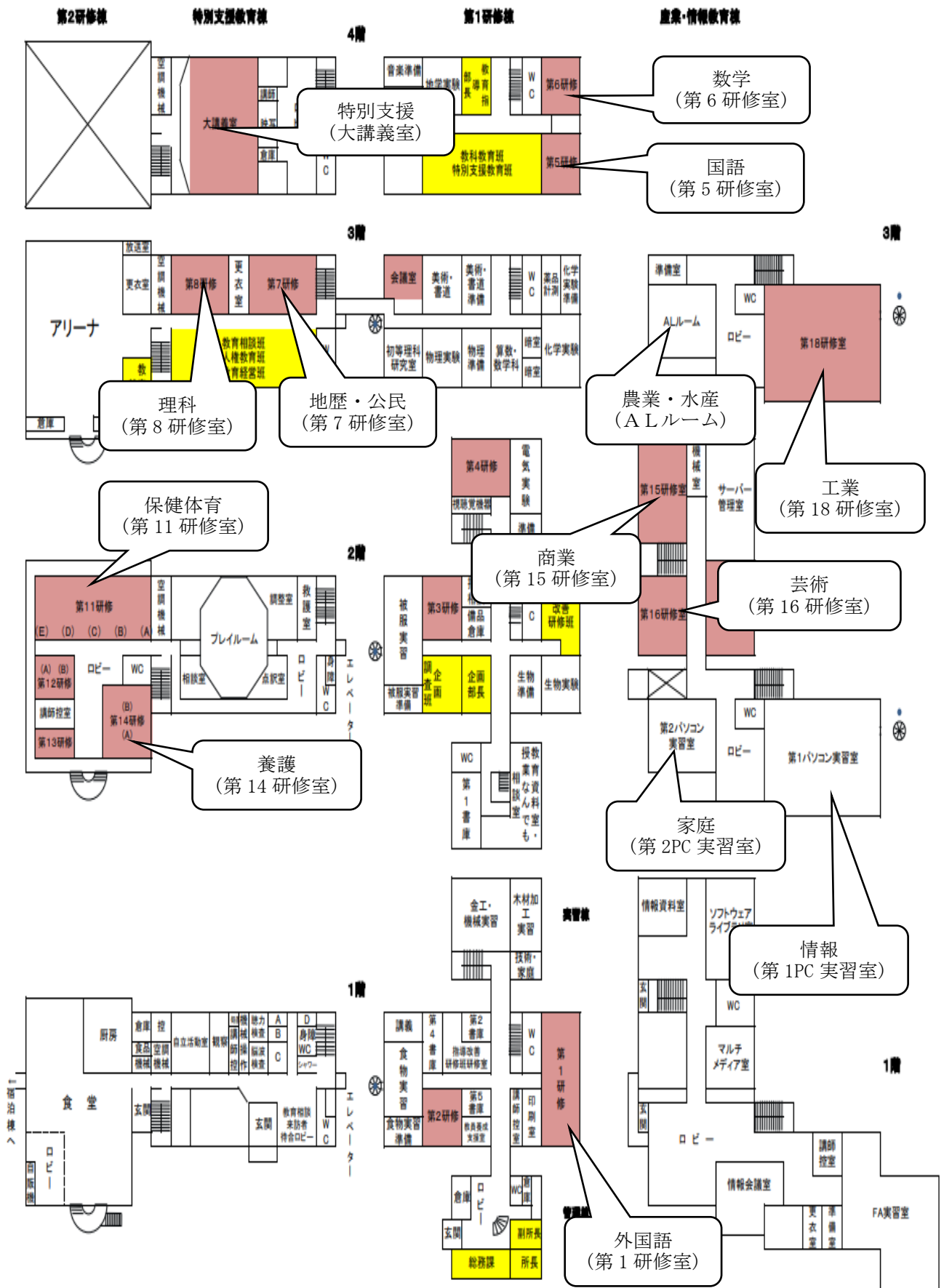
教科別等研修

教科	人数	会場	教科	人数	会場
国語	15名	第5研修室	家庭	5名	第2パソコン実習室
地歴・公民	16名	第7研修室	情報	7名	第1パソコン実習室
数学	21名	第6研修室	農業	3名	ALルーム
理科	16名	第8研修室	工業	11名	第18研修室
保健体育	27名	第11研修室	商業	3名	第15研修室
音楽	1名	第16研修室	水産	1名	ALルーム
書道	4名	第16研修室	養護	4名	第14研修室
外国語	18名	第1研修室	特別支援教育	65名	大講義室

令和6年度 県立学校等若年教員研修会1年目 第1日 全体会研修会場図



令和6年度 県立学校等若年教員研修会1年目 第1日 教科別等研修会場図



自家用車を御利用の方へ

教育センターから金出交差点までの道路は近隣住民の方の生活道路であり、道幅が大変狭くなっています。

また、付近の道路は、小中学生の通学路であるとともに保育園の送迎に使われる道路でもあります。帰りの時間帯は、子どもたちの下校と保育園の送迎が重なるため、細心の注意が必要です。

教育公務員としての自覚を持ち、次の7点を心掛けてください。

① センター正門の信号を守ってください。

※ただし、センター職員が立って誘導している場合は、その指示に従ってください。

② 坂道は必ず徐行してください。特に、段差舗装している減速帯の所は、時速10キロ以下の最徐行で通行してください。

③ 地域住民の車の出し入れを妨げないように、十分注意してください。

④ 坂道を通行する際には幼児の飛び出しに注意し、下りた所では、必ず一旦停止してから左折してください。

⑤ 県道との『丁字路』でも、安全確保のため、必ず一旦停止をしてください。

⑥ 金出交差点で信号停車する際には、近隣住民の通行の妨げにならないように、脇道に入る車、脇道から出る車を優先させてください。

⑦ 運転中の携帯電話の使用は道路交通法により禁止されています。運転中は、携帯電話を使用しないようにしてください。

